

作品選集委員会東北支部選考部会内規

平成 13 年 1 月 1 日制定

平成 23 年 11 月 7 日改定

第 1 条（目的） この内規は、日本建築学会作品選集委員会東北支部選考部会（以下、部会）の構成に関する事項を定める。

第 2 条（部会の構成） 部会委員は、各県 1 名を原則とし、学識経験者・建築設計者団体から推薦された者・常議員の 7 名からなり、日本建築学会東北支部常議員会において指名され、東北支部長の委嘱により構成される。

第 3 条（部会の開催） 当該年度最初の部会は、日本建築学会東北支部長が召集し、以降は部会長がこれを召集する。

第 4 条（部会の成立） 部会は、委員の過半数以上の出席で成立する。

第 5 条（部会長の選出） 部会長は、当該年度最初の部会において委員の互選により選出する。部会長の任期は 2 年とする。

第 6 条（委員の代理・交代） 委員の代理は認めない。

2. 委員の交代については、東北支部常議員会の決定による。

第 7 条（委員の任期） 委員の任期は、東北支部長の委嘱を受けてから 2 年間とする。但し再任は妨げない。

付 則 （い） 本内規は平成 13 年 1 月 1 日より施行する。

（ろ） 平成 23 年 11 月 7 日常議員会決定

第 2 条の 7 名の構成を変更